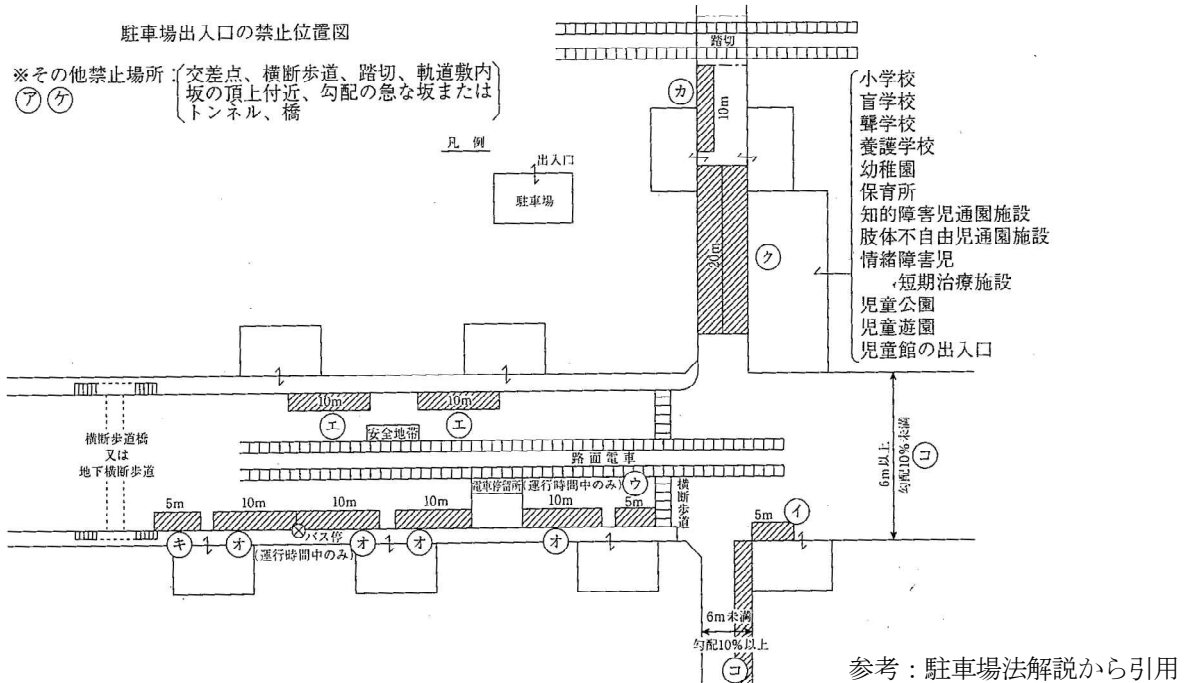


## 駐車場法の技術的基準等

※詳細は、館林市都市計画課施設計画係 までお問い合わせください。

### 駐車場の出入口に関する基準（施行令第7条）

#### (1) 路外駐車場の出口及び入口を設けることができない箇所

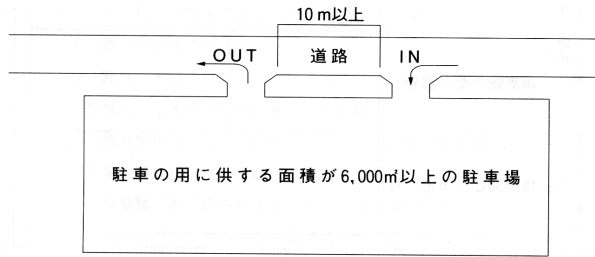


#### 道路交通法44条各号に掲げる道路の部分

- ⑦ 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル
- ⑧ 交差点の側端又は道路のまがりかどから5m以内の部分
- ⑨ 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5m以内の部分
- ⑩ 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分
- ⑪ 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から10m以内の部分（当該停留所又は停留場に係る運行系統に属する乗合自動車、トロリーバス又は路面電車の運行時間中に限る）
- ⑫ 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分
- ⑬ 横断歩道橋（地下横断歩道を含む）の昇降口から5メートル以内の道路の部分
- ⑭ 小学校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園、保育園、保育所、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園、児童館の出入口から20m以内の部分（当該出入口に接するさくの設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又はさくその他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあっては、当該出入口の反対側及びその左右20m以内の部分を含む）
- ⑮ 橋
- ⑯ 幅員が6m未満の道路又は縦断勾配が10%を超える道路

※駐車場法施行令第7条2項より国土交通大臣が認める場合の緩和規定あり

## (2) 入口と出口の隔離

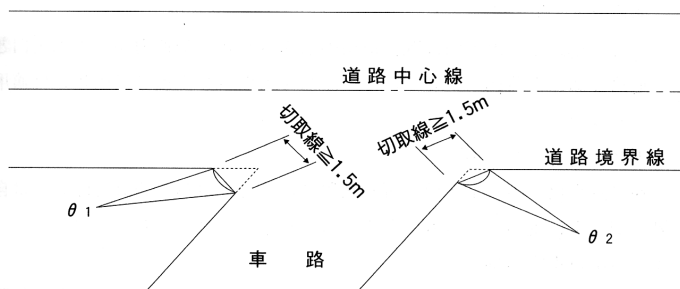


参考：駐車場法解説から引用

自動車の駐車のために供する部分の面積が6,000㎡以上の場合は、出入口を分離し、かつ10m以上の間隔をとる。

※ ただし、全面道路が中央分離帯がある場合は、この限りではない。

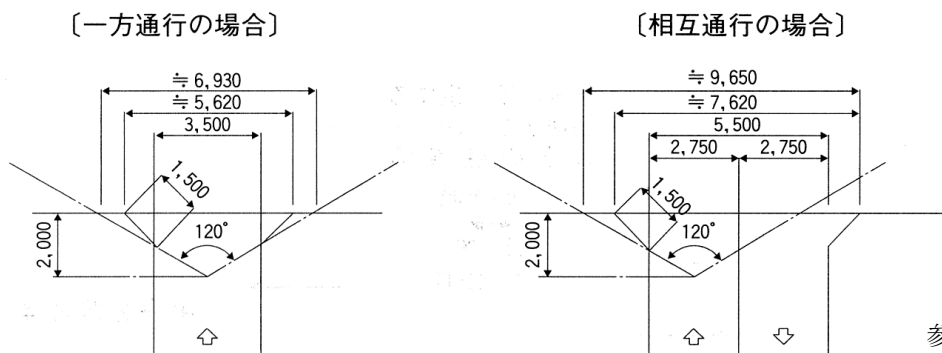
## (3) 出入口の隅切り



参考：駐車場法解説から引用

自動車の出口又は入口において自動車の回転を容易にする必要があるときは、隅切りをしなければならない。この場合において、切取線と車路の角度及び切取線と道路と角度を等しくすることを標準とし、かつ、切取線の長さは1.5m以上とする。

## (4) 出口付近の構造



参考：駐車場法解説から引用

自動車の出口付近の構造は、当該出口から2m後退した自動車の車路の中心線上1.4mの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ60度以上の範囲内において、歩行者を確認できるようにすること

## 車路に関する基準（施行令第8条）

### 自動車の車路の幅員

5. 5m以上とし、一方通行の車路にあつては、3.5m以上とする。

※その他建築物の場合、駐車場法施行令第8条～15条の技術的基準を満足すること。